

日本オリエンテーリング選手権（個人競技）実施基準

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

この実施基準は、日本オリエンテーリング選手権（個人競技）実施にあたり、必要事項を定めたものである。

1. 実施目的

- (1) 日本オリエンテーリング選手権者（個人競技）を決める。
- (2) オリエンティア全体のオリエンテーリング技術の向上をはかるとともに、わが国のオリエンテーリングの普及、発展に資する。

2. 適用規則

- (1) 『日本オリエンテーリング競技規則』（以下「競技規則」という）、『公認大会開催に関する規則』、『全日本大会エリートクラス出場資格規則』および『日本オリエンテーリング競技規則および関連規則類の運用に関するガイドライン』（以下「ガイドライン」という）、『国際オリエンテーリング地図図式』（以下「ISOM」という）ならびに『国際スプリントオリエンテーリング地図図式』（以下「ISSprOM」という）を適用する。
- (2) 『公認大会開催に関する規則』2.2 で定める全日本大会の、選手権クラスにおける優勝者を日本オリエンテーリング選手権者とする。

3. 主催者

- (1) 全日本大会の主催者は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」という）とする。
- (2) JOA は、大会の運営主管を JOA に加盟する都道府県協会を代表する組織および理事会で加盟を承認された団体（以下会員という）、会員に所属するクラブ等の団体、またはその他 JOA が開催を認めた団体に委ねることができる。
- (3) (1)にかかわらず、ミドルディスタンス競技またはスプリント競技については、JOA は、他の団体が主催する大会（公認大会に限る）を、全日本ミドル大会または全日本スプリント大会と指定することができる。この場合、選手権クラスについては、当該主催者と JOA の共催とすることができる。

4. 開催

- (1) 全日本大会は競技形態毎に、原則として年度1回の開催とする。
- (2) 全日本大会には選手権クラス以外のクラスを設ける。

- (3) 開催地域は、同じ地域での開催が続かないように配慮する。
- (4) 開催日、開催場所については、遅くとも前年度末までに決定、公示する。
- (5) テレインは、開催日より遡って過去 2 年間、大会を開催していないことが望ましい。

5. 競技形態

- (1) ロングディスタンス競技、ミドルディスタンス競技、スプリント競技の 3 種目とする。
- (2) ポイント競技とする。
- (3) スプリント競技の選手権は、予選・決勝レース方式とする。
 - 予選は必要に応じて各ヒート 30 名以下となるように均等に分割する。
 - 決勝には各ヒートにおいて所定の順位（男性：30 名／ヒート数、女性：20 名／ヒート数、端数切り上げ）以内の者が出場できる。
 - 決勝へ進出できなかった者を対象に、B 決勝を設けてもよい。
 - 選手権以外のクラスは、スプリント競技またはミドルディスタンス競技とし、予選・決勝方式としなくてもよい。

6. クラス分けおよび参加資格

- (1) 選手権クラスは M21E、W21E、M20E、W20E とし、M21E および W21E クラスの優勝者を日本選手権者とし、M20E および W20E の優勝者をジュニア日本選手権者とする。ただし、スプリント競技においては、ME および WE とする。
- (2) 選手権クラスへの参加は『全日本大会エリートクラス出場資格規則』に規定する資格を有する者に限る。
- (3) 競技者登録者に限る。
- (4) 選手権クラス以外のクラス分けは、ロングディスタンス競技ではガイドラインの公認大会カテゴリ A、ミドルディスタンス競技ではカテゴリ A または B、スプリント競技ではカテゴリ S による。

7. 参加費

選手権クラスの参加費は、主催者または主管者が定めた参加費に、選手権料(1,000 円)を加えた額とする。

8. 地 図

- (1) ロングディスタンス競技およびミドルディスタンス競技では、ISOM を適用する。
- (2) スプリント競技では、ISSprOM を適用する。

9. コース

コースは日本選手権者を決めるにふさわしいものとし、「コース設定の原則」に従う。

10. イベントアドバイザー

- (1) イベントアドバイザーは、JOA イベントアドバイザー資格者として登録されている者から JOA が指名する。
- (2) イベントアドバイザーは、アシスタントイベントアドバイザーを指名することが望ましい。アシスタントイベントアドバイザーは、JOA イベントアドバイザーまたは准イベントアドバイザー登録をしている者とする。

11. 業務委託と費用分担

- (1) 3.(2)・(3)項にもとづいて他の団体に運営主管を委ねる場合、業務委託内容と費用分担については事前に協議して決定することとする。
- (2) 3.(3)項にもとづく場合、大会主催者は公認料とは別に選手権クラスの選手権料を JOA に納入する。
- (3) 選手権クラスの表彰は JOA が行う。その費用は JOA の負担とする。

12. 特別表彰

スプリント競技の選手権で決勝に進出した 18 歳以下の競技者には、男女各 3 名を上限に特別表彰する。

平成 22 年 5 月 23 日制定

平成 24 年 6 月 17 日 公益社団法人への移行に伴う改正

平成 25 年 1 月 12 日改正

平成 28 年 2 月 7 日改正

平成 30 年 2 月 15 日改正

平成 31 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 8 月 9 日